

保存版

し尿収集日程 令和8年度(4月～来年3月)

年 月 曜日	令和8年										令和9年			収 集 地 区
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
月	13 27	11 25	8 22	6 20	3 17 31	14 28	12 26	9 23	7 21	11 25	8 22	8 22	永楽町、大塚町三～五、北大樋町、黄金の里一、辻子一～三、大蔵司一～三、竹の内町、塚脇一～五、西之川原一・二、登町、番田一・二、松が丘一～四、松川町、南大樋町、宮之川原一～五、宮之川原元町、若松町	
	6 20	4 18	1 15 29	13 27	10 24	7 21	5 19	2 16	14 28 30	4 18	1 15	1 15 29	上牧町一～五、神内一・二、津之江町一～三、津之江北町、柱本全域	
火	14 28	12 26	9 23	7 21	4 18 29	1 15 29	13 27	10 24	8 22	12 26	9 23	9 23	原（府道枚方亀岡線より東側）、東天川一～五	
	7 21	5 19	2 16 30	14 28	11 25	8 22	6 20	3 17	1 15	5 19	2 16	2 16 30	玉川一～四、野田一～四、萩之庄一～五、八丁噺町、三島江全域	
水	1 15 29	13 27	10 24	8 22	5 19 30	2 16 30	14 28	11 25	9 23	13 27	10 24	10 24	芥川町一～四、浦堂一～三、梶原一～六、上牧山手町、寿町一～三、下田部町一・二、道鶴町一～六、殿町、野田東一・二、原（府道枚方亀岡線より西側）、前島一～五、真上町一～五、緑が丘一～三	
	8 22	6 20	3 17 29	1 15 29	12 26	9 23	7 21	4 18	2 16	6 20	3 17	3 17 31	赤大路町、大塚町一・二、大畑町、唐崎全域、西面全域、桜ヶ丘北町、三箇牧全域、芝生町一～四、須賀町、富田丘町、富田町一～六、成合全域、如是町、東五百住町一～三、日向町、深沢町一、紅茸町、弥生が丘町	
木	2 16 30	14 28	11 25	9 23	6 20	3 17 29	1 15 29	12 26	10 24	14 28	11 25	11 25	出灰、大冠町一～三、杉生、東和町、中畑、二料、萩谷、萩谷月見台、深沢本町	
	9 23	7 21	4 18 30	2 16 30	13 27	10 24	8 22	5 19	3 17	7 21	4 18	4 18	岡本町、川久保、川西町一～三、郡家新町、奈佐原全域、南平台一～五、土室町、氷室町一～四、宮田町一～三	
金	3 17	1 15 29	12 26	10 24	7 21	4 18 30	2 16 30	13 27	11 25	15 29	12 26	12 26	安満全域、古曽部町一～三、高垣町、田能、別所本町、緑町、山手町一・二	
	10 24	8 22	5 19 31	3 17	14 28	11 25	9 23	6 20	4 18	8 22	5 19	5 19	井尻一・二、梶原中村町、上牧北駅前町、上牧南駅前町、郡家本町、五領町、清福寺町、塚原全域、東上牧一～三、淀の原町	



1月については通常時と収集間隔が異なりますのでご注意ください。

くみ取り時のお願い

- くみ取り口の通路周辺や便槽のふたなどに障害物を置かないでください
 - ペット(犬・猫など)の放し飼いは、業務の妨げになります
 - 便槽に欠陥(亀裂など)があれば、至急修理をしてください
- 問合せ先…清掃業務課(☎669-1163)

し尿くみ取りの届け出

- し尿くみ取り依頼や変更・停止は、資源循環推進課(☎674-7193)へ
- 上表日程以外の臨時的し尿くみ取り申し込みは2・3日前に、清掃業務課(☎669-1163)へ

手数料は期限までに納入を

し尿処理手数料は納付期限までに所定の金融機関が市役所、各支所で納付してください(近畿2府4県の郵便局でも可)。便利な口座振替をご利用ください。
問合せ先…資源循環推進課(☎674-7193)